

平成16年第1回本巢市議会臨時会議事日程（第1号）

平成16年2月12日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長選挙

---

本日の会議に付した事件

第1 仮議席の指定

第2 議長選挙

（追加日程）

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 発議第1号 本巢市議会会議規則の制定について

第5 発議第2号 本巢市議会事務局設置条例の制定について

第6 発議第3号 本巢市議会委員会条例の制定について

第7 発議第4号 本巢市議会傍聴規則の制定について

第8 副議長選挙

第9 常任委員の選任

第10 議会運営委員の選任

---

出席議員（49名）

1番 安藤重夫

3番 安藤次郎

6番 道下和茂

8番 日浦興和

10番 杉山一郎

12番 中村重光

14番 村瀬明義

16番 若原敏郎

18番 堀守

20番 宮脇孝男

22番 川口金二郎

24番 小川幸雄

26番 山田澄男

28番 大熊和久子

2番 翠幸雄

5番 国井博

7番 吉田建夫

9番 浅野英彦

11番 長谷川勝彦

13番 藤沢敏夫

15番 高木俊一

17番 瀬川治男

19番 吉村優

21番 小澤菊治郎

23番 後藤寿太郎

25番 園部隆雄

27番 上谷政明

29番 竹中光夫

30番 大西 徳三郎  
32番 林 和 治  
34番 宮川 久 夫  
36番 高橋 一  
38番 高橋 義 和  
40番 遠山 利 美  
43番 村瀬 治  
45番 瀬古 孝 雄  
47番 川村 高 司  
49番 臼井 茂 臣  
51番 白木 健

31番 戸部 弘  
33番 春日井 万 里  
35番 高橋 秀 和  
37番 出村 宏 行  
39番 高田 弥  
41番 杉山 潔  
44番 稲葉 信 春  
46番 鷓飼 静 雄  
48番 三島 智恵子  
50番 中野 治 郎

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長 職務執行者	矢野 勝	参 与	新谷 哲也
参与兼合併 プロジェクト外室長	守屋 太郎	収 入 役 職務代理者	高田 善和
総務部長	溝口 義弘	企 画 部 長	高橋 武夫
市民環境部長	土川 隆	健康福祉部長	中村 節
産業建設部長	服部 次男	上下水道部長	林 賢一
教 育 長 職務代理者	堀部 秀夫	根 尾 総合支庁長	島田 克広

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	富田 義隆	議 会 書 記	今村 光男
議 会 書 記	杉山 昭彦		

---

議会事務局長（富田義隆君）

おはようございます。総務部議会担当部長の富田でございます。

本巣市発足後最初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日の出席議員中、白木健議員が年長者でありますので、御紹介申し上げます。

白木健議員、議長席へ御着席をお願いします。

〔臨時議長 議長席に着席〕

臨時議長（白木 健君）

ただいま御紹介を受けました白木 健でございます。

あらかじめちょっとお断りを申し上げたいと思いますが、本日、議場に放送・収録の設備を導入し、初めての議会ですので、不測の事態に備え、議場内に納入業者を待機させています。それを許可していますので、報告をいたします。

なお、写真撮影を行いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

#### 開会の宣告

臨時議長（白木 健君）

ただいまの出席議員数は49名であり、定足数に達しております。

これより平成16年第1回本巣市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

お諮りいたします。議事の進行につきましては、本巣市議会会議規則がまだ公布されておきませんので、今議会に発議第1号で提案されております本巣市議会会議規則（案）に準じて進行したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議がないものと認めます。よって、これより議事の進行につきましては、本巣市議会会議規則（案）によって進めさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい、どうぞ。

44番（稲葉信春君）

私の写真撮影を許可願いたいと思います。よろしくをお願いします。

臨時議長（白木 健君）

むやみに出歩かないようにして撮影してもいいということで、御了解をいただきたいと思っております。よろしいですか。

44番（稲葉信春君）

はい、ありがとうございました。

臨時議長（白木 健君）

それではここで、市長職務執行者より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長職務執行者 矢野 勝君。

市長職務執行者（矢野 勝君）

皆さん、おはようございます。

本巢市が2月1日に発足いたしまして、ちょうど11日が経過いたしました。おかげさまで各本庁舎、あるいは分庁舎等につきまして、事務も順調に推移されておるといことで報告をいただいております。私としてはいろいろと不安材料も心配しておりましたんですけども、おかげさまでそういうことがないということを非常に喜んでおるわけでありまして。

さて、きょうは平成16年第1回の本巢市の臨時議会ということでもありますけれども、本巢市としては最初の議会ということでもあります。御承知のように市が誕生したということ、いろいろと行政事務を運営するために最小限必要な条例、あるいは予算等につきましては、2月1日付で専決処分させていただいております。今議会におきましては、それらの案件につきまして報告をさせていただいて、御承認をいただくということをお願いをしたいというふうに思っておりますけれども、一応、付議する案件といたしましては9件を予定しております。御承知のように、条例につきましては158件、あるいは予算につきましては、一般会計、あるいは特別会計を含めまして7件というようなことで、膨大な案件を用意しております。どうか、会期中におきまして十分御審議いただきまして、適切に御承認いただきますようお願いを申し上げます。簡単でございますけど、ごあいさつとさせていただきます。

なお、引き続きまして、職員の紹介をそれぞれ自己紹介という形でさせていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

参与（新谷哲也君）

参与を務めさせていただきます新谷と申します。合併協議会事務局長から引き続き本巢市でお世話になりますので、よろしくお願いいたします。

参与兼合併プロジェクト室長（守屋太郎君）

合併プロジェクト室でお世話になります守屋太郎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

収入役職務代理者（高田善和君）

収入役職務代理の高田と申します。よろしくお願いいたします。

総務部長（溝口義弘君）

総務部の溝口でございます。よろしくお願いいたします。

企画部長（高橋武夫君）

企画部の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

市民環境部長（土川 隆君）

市民環境部長の土川 隆でございます。よろしくお願いします。

健康福祉部長（中村 節君）

健康福祉部の中村 節でございます。お願いします。

産業建設部長（服部次男君）

産業建設部長の服部でございます。お世話になりますが、どうぞよろしくお願いします。

上下水道部長（林 賢一君）

上下水道部を担当させていただきます林 賢一と申します。よろしくお願いいたします。

根尾総合支庁長（島田克広君）

根尾総合支庁長の島田克広と申します。よろしくお願いします。

教育長職務代理者（堀部秀夫君）

教育長職務代理の堀部秀夫と申します。どうぞよろしくお願いします。

臨時議長（白木 健君）

以上で紹介を終わらせていただきます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 仮議席の指定

臨時議長（白木 健君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

---

#### 日程第2 議長の選挙

臨時議長（白木 健君）

日程第2、議長の選挙を行います。

議事の都合により暫時休憩いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい、どうぞ。

47番（川村高司君）

休憩の前に、議長の選挙につきましては投票願います。以上です。

臨時議長（白木 健君）

ほかに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、それでは進めさせていただきます。

ただいまの出席議員は49名であり、会議を開きます。

議長選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

立会人を指名いたします。

立会人に仮議席番号1番 安藤重夫君と2番 翠 幸雄君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

配付をお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい。

35番（高橋秀和君）

ちょっと確認の意味でお話を申し上げますが、先ほど議長は休憩を宣告されまして、その後に議員の発言があって、投票にしてくれというお話がありました。その後、私は再開をいたしますという発言を議長の方から聞いておらないというふうに思いますが、その点について私の取り違いなのかどうかだけ確認したいと思います。

臨時議長（白木 健君）

おたくの言われるとおりでございます。先ほど休憩を宣告いたしましたんですけれども、御発言がございましたので、取り消しをせずに進めまして、失礼だとは思いますが、お許しをいただきたい、かように思います。皆さん、御了解いただけますか。よろしいですか。

〔「はい、結構です」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

それではこれでよろしいですか、高橋さん。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい。

35番（高橋秀和君）

投票のことについては私は何ら異議はございませんが、今までの私の経験の中では、いろいろ議長の選挙の前には、あるいは党派を分かれて、あるいはいろいろな意味で調整をされてきた経緯があるんですが、全くその場で投票という形で、投票には結構ですが、進めていることについて休憩せんかということで発言をさせていただいたんで、私は議長が暫時休憩をいたしますという中で、何らかのお取り計らいがあるだろうというふうに感じておりますので、その点については議長の判断にお任せをいたしますが、ひとつ御配慮をいただきたいというふうに思います。

臨時議長（白木 健君）

一応、なるだけ早く進めてくれという御発言がございまして、私もそんな気持ちでございましたので、ついつい早めるという格好で同意をして私が単独に発言をしてしまったということがございますので、御了解をいただきながらひとつ投票の方をお願い申し上げますと、こんなふうに思ってお

りますが、ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、そのように進めさせていただきますが、御了解いただけますか。

〔「はい、結構です」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

それでは、投票用紙を配りましたので、単記無記名でお願いしたいと思います。

なお、投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れはないものと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、仮議席1番議員から順次投票を願います。

〔投票〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

もう投票中ですから、発言を許しません。

〔発言する者あり〕

議会議務局長（富田義隆君）

今、仮議席1番議員から順番に投票を願いますということで、臨時議長が宣言しております。

〔「それはわかるけれども、1番から順番というのはわかりませんが、今、どなたが何番で、どなたが投票かということはわかりますか」と呼ぶ者あり〕

御無礼しました。それじゃあ呼ばさせていただきますので、よろしく願います。

3番まで終わられましたが、最初から呼ばさせていただきます。

〔投票〕

臨時議長（白木 健君）

投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数49票、有効投票49票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、村瀬 治君25票、白木 健24票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は13票です。したがって、最多得票の村瀬 治君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選された村瀬治君が議場におられますので、会議規則（案）第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ごあいさつをお願いいたします。

新議長（村瀬 治君）

ただいま議員各位の御推挙によりまして、本巢市初代の議長に選任をされました。まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げるところでございます。また、その反面、その責任の重大さをひしひしと感じているところでございます。

合併協議会の目的でもありました市民と自然が共生する社会の実現、また市民の福祉の向上、新市の建設計画等々が、我々議会がその職務を遂行することによって、市民の皆さん方が合併してよかったと言われるような、喜んでいただける行政推進のために、執行部と議会は一丸となって頑張りたいと思っております。そのような議会運営に努め、魅力ある本巢市建設のために一層の努力を惜しまない所存でございます。

浅学非才な私ではございますが、執行部の皆さん方、また議会の皆さん方の御指導と御協力をちょうだいしながら、民主的な議会運営に努め、市政発展のために頑張る所存でございますので、どうかよろしく願いをいたします。

極めて簡単ではございますけれども、議長就任のごあいさつとさせていただきます。

臨時議長（白木 健君）

これで私の職務は全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。

村瀬治議長が議席におられますので、議長席にお着きを願いたいと思います。ありがとうございました。

〔新議長 議長席に着席〕

議長（村瀬 治君）

それでは、議長の職務をこれからとらせていただきますので、よろしく御協力のほどお願いを申し上げます。

追加日程配付のため、ここで暫時休憩をいたします。

午前9時40分 休憩

---

午前9時55分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員は49名であり、休憩前に引き続き会議を再開いたします。



本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

追加日程第1 議席の指定

議長（村瀬 治君）

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、ただいま御着席のとおり指定をいたします。

---

追加日程第2 会議録署名議員の指名

議長（村瀬 治君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、議席番号3番 安藤次郎君と5番 国井 博君を指名いたします。

---

追加日程第3 会期の決定

議長（村瀬 治君）

日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日から2月16日までの5日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日から2月16日までの5日間に決定いたしました。

---

追加日程第4 発議第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第4、発議第1号 本巣市議会会議規則の制定についてを議題といたします。

本案について、趣旨の説明を求めます。

提案者、川村高司君。

47番（川村高司君）

それでは、議長の許可を受けて趣旨説明を行います。

お手元に配付されています発議第1号 本巣市議会会議規則の制定について趣旨の説明を行います。

本議案は、本巣市議会運営検討会の議員全員の賛同を得まして、地方自治法第112条の規定により提出をいたします。平成16年2月1日に本巣市が設置されましたが、本巣市議会にはまだ会議規則が制定されておりません。地方自治法第120条で、普通地方公共団体の議会は会議規則を設けなければならないことになっておりますので、議会の円滑かつ効率的な運営のために提案をいたします。御賛同賜りますようお願いをいたします。

以上、趣旨説明といたします。

議長（村瀬 治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい。

48番（三島智恵子君）

1点だけ確認をいたします。

いただきました議案の5ページでございますが、第33条、議長は投票の有効無効を区別し、その後「当選人の任期間」と書いてありますが、これは「在任期間」ではないか。そのことだけちょっと確認をしたいと思います。33条の後段でございます。「当該当選人の任期間」と書いてありますので、これが「在任期間」ではないかどうか、ちょっとお尋ねをいたします。

議長（村瀬 治君）

それでは、事務局長より答弁をさせます。

事務局長。

議会事務局長（富田義隆君）

これにつきましては、議員の任期中ということでございますので、ここで言いますと、特例の在任期間ということになります、今回の場合は。

議長（村瀬 治君）

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号は委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 本巣市議会会議規則の制定についてを採決いたします。

発議第1号 本巣市議会会議規則の制定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立

を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員でございます。したがって、発議第1号 本巢市議会会議規則の制定については、原案のとおり可決されました。

---

追加日程第5 発議第2号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第5、発議第2号 本巢市議会事務局設置条例の制定ついてを議題とします。

本案について、趣旨の説明を求めます。

提案者、戸部 弘君、お願いいたします。

31番（戸部 弘君）

議長のお許しをいただきましたので、趣旨説明を行います。

お手元に配付されております発議第2号 本巢市議会事務局設置条例の制定についての趣旨説明を行います。

本議案は、本巢市議会運営検討会の議員全員の賛成を得まして、地方自治法第112条の規定により提出いたします。

地方自治法第138条第2項で、市町村の議会に条例の定めるところにより事務局を置くことができるとされております。本巢市議会は、ぜひとも事務局を設置したいと思いますので、御賛同賜りますようお願いをいたします。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

議長（村瀬 治君）

こちらから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号は委員会付託を省略したいと思います。これが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号 本巣市議会事務局設置条例の制定についてを採決いたします。

発議第2号 本巣市議会事務局設置条例の制定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第2号 本巣市議会事務局設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

追加日程第6 発議第3号(上程・説明・質疑・討論・採決)

議長(村瀬 治君)

日程第6、発議第3号 本巣市議会委員会条例の制定についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

提案者、遠山利美君、お願いいたします。

40番(遠山利美君)

議長のお許しを得ましたので、趣旨説明を行います。

お手元に配付されています発議第3号 本巣市議会委員会条例の制定についての趣旨説明を行います。

本議案は、本巣市議会運営検討会の議員全員の賛同を得まして、地方自治法第112条の規定により提出いたします。地方自治法第109条第1項、第109条の2第1項及び第110条第1項で、普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができるとされており、市議会ともなりますと、事務に関する調査、議案や陳情等の審査件数も多数が見込まれます。議会を円滑かつ効率的に運営するため、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上、趣旨説明といたします。

議長(村瀬 治君)

こちらから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号は委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号 本巢市議会委員会条例の制定についてを採決いたします。

発議第3号 本巢市議会委員会条例の制定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第3号 本巢市議会委員会条例の制定については、原案のとおり決定いたしました。

---

追加日程第7 発議第4号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第7、発議第4号 本巢市議会傍聴規則の制定についてを議題といたします。

本案について、趣旨の説明を求めます。

提案者、中野治郎君、お願いいたします。

50番（中野治郎君）

議長のお許しを得まして、趣旨説明を行います。

お手元に配付されています発議第4号 本巢市議会傍聴規則の制定についての趣旨説明を行います。

本議案は、本巢市議会運営検討会の議員全員の賛同を得まして、地方自治法第112条の規定により提出いたします。

地方自治法第130条第3項で市議会会議の傍聴に関し、多種の規制や取り締まりが必要となっております。議会の円滑かつ効率的に運営されるため、御賛同賜りますようお願いいたします。以上、趣旨説明といたします。提出者、本巢市議会議員 中野治郎。賛成者、本巢市議会議員 川口金二郎、本巢市議会議員 上谷政明、本巢市議会議員 林和治、本巢市議会議員 竹中光夫、本巢市議会議員 稲葉信春。以上でございます。

議長（村瀬 治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第4号は委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号 本巢市議会傍聴規則の制定についてを採決いたします。

発議第4号 本巢市議会傍聴規則の制定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、発議第4号 本巢市議会傍聴規則の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 追加日程第8 副議長の選挙

議長（村瀬 治君）

日程第8、副議長の選挙を行いたいと思います。

議事の都合により暫時休憩をいたします。

午前10時10分 休憩

---

午前10時18分 再開

議長（村瀬 治君）

それでは、ただいまの出席議員は49名であります。休憩前に引き続き会議を再開いたします。

副議長の選挙は投票により行いたいと思います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい、許可します。

47番（川村高司君）

暫時休憩を願いたいと思います。といいますのは、まだ我々各議員、名札をつけたばかりで周知していないと。先ほどの議長選挙のあったような結果もありましたので、そういう点での問題もあ

りますし、各地域のそれぞれのそうした役職員の選び方の慣習というものがあると思いますので、そうしたもののすり合わせをするような場があって、そして投票に臨むと、より円滑な議会運営が進むかと思しますので、暫時休憩を求めます。以上です。

議長（村瀬 治君）

ただいま47番の川村議員から動議がございました。そのように休憩をとらせていただいでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、わかりました。それでは、昼食を兼ねながら暫時休憩といたします。扉を開きます。

〔議場閉鎖〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい、川村君。

47番（川村高司君）

それで、できましたら全協を開いていただいで、そこでいろいろな意見があったら出していただくと。そして、もしそういう調整機関的なものがつくられればつくっていくということでお話をいただけると進むかと思しますので、提案をさせていただきます。

議長（村瀬 治君）

全協は議長のなにて開けると思しますので、食事の後にこの会場で全協を開かせていただきます。

暫時休憩といたします。

時間は13時としたいと思しますので、よろしくお願いをいたします。

午前10時20分 休憩

---

午後1時35分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員は49名であり、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

副議長の選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

重ねて申し上げますが、ただいまの出席議員は49名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に議席番号6番 道下和茂君と7番 吉田建夫君を指名します。

それでは、職員をもちまして投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いをいたします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席1番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を御報告いたします。

投票総数49票、有効投票49票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち、戸部 弘さん22票、小川幸雄さん16票、瀬古孝雄さん8票、春日井万里さん3票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は13票であります。したがって、最多得票の戸部 弘君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました戸部 弘君が議場におられますので、当選の告知をいたします。

登壇し、ごあいさつをお願いします。

新副議長（戸部 弘君）

多数の皆さんの御支持をいただきまして、不肖私、副議長という大役を仰せつかりました。何分にも未熟でございますけれども、議長の足手まといにならんように、皆さんの御支援を賜りまして、力いっぱい働く所存でございます。何とぞ今後とも御指導、御鞭撻をいただきますようお願いをいたしまして、就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。



議長（村瀬 治君）

日程第9、常任委員の選任を行いたいと思います。

議事の都合によりここで暫時休憩をいたします。

午後1時55分 休憩

午後3時43分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員は49名であります。休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって総務委員会に、番号と姓を読み上げさせていただきます、書いた順番でお願いいたします。11番 長谷川さん、24番 小川さん、44番 稲葉さん、40番 遠山さん、29番 竹中さん、38番の高橋さん、16番の若原さん、30番の大西さん、48番の三島さん、3番の安藤さん、6番の道下さん、20番の宮脇さん、43番の私。

環境福祉委員会に、12番の中村さん、25番の園部さん、47番の川村さん、26番の山田さん、37番の出村さん、15番の高木さん、17番の瀬川さん、31番の戸部さん、51番の白木さん、7番の吉田さん、8番の日浦さん、21番の小澤さん。

産業建設委員会に、9番の浅野さん、13番の藤沢さん、33番の春日井さん、49番の臼井さん、27番の上谷さん、36番の高橋さん、45番の瀬古さん、18番の堀さん、32番の林さん、1番の安藤さん、22番の川口さん、34番の宮川さん。

文教委員会に、10番の杉山さん、23番の後藤さん、39番の高田さん、14番の村瀬さん、28番の大熊さん、35番の高橋さん、46番の鵜飼さん、19番の吉村さん、41番の杉山さん、2番の翠さん、5番の国井さん、50番の中野さん。

ただいま読み上げさせていただきました皆さんに、落ちておる人はお見えになりませんね。常任委員会の委員の名簿を配付させていただきます。

〔名簿配付〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい。

44番（稲葉信春君）

副委員長の件でございますが、我々としては副委員長さんまで到底選出することができないということで、重複するかもしれませんが、各副委員長さんはその常任委員会で決定していただきたいということに決まりましたので、申しわけございませんが、お願いします。

議長（村瀬 治君）

わかりました。

配付は終わりましたか。

以上、49名の議員の皆さん方に四つの委員会に入ってくださいことを今読み上げました。これに

対し御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、常任委員はただいま指名したとおりに選任することに決定いたしました。

これより常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行いたいと思います。

総務委員会は3階の議員控室、環境福祉委員会は3階の第2会議室、産業建設委員会は3階の第1委員会室、文教委員会は3階の第1会議室をお使いください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは暫時休憩をいたします。

午後3時48分 休憩

---

午後4時05分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員は49名であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員長及び副委員長が決定いたしましたので、御報告いたします。

総務委員会委員長 大西君、副委員長 小川君、環境福祉委員会委員長 川村君、副委員長 瀬川君、産業建設委員会委員長 瀬古君、副委員長 宮川君、文教委員会委員長 中野君、副委員長 後藤君、以上のとおりであります。

---

追加日程第10 議会運営委員の選任

議長（村瀬 治君）

日程第10、議会運営委員の選任を行いたいと思います。

先ほどの各地区の選考委員の方で選任をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、ありがとうございます。

委員の方よろしくお願いをいたします。

それでは、議事の都合により暫時休憩をいたします。

午後4時08分 休憩

---

午後4時16分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員は49名であります。会議を再開させていただきます。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって戸部弘君、川村高司君、中野治郎君、遠山利美君、大西徳三郎君、瀬古孝雄君、稲葉信春君、川口金

二郎君、以上 8 名を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

---

#### 散会の宣告

議長（村瀬 治君）

以上、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、あすは午前 9 時より本会議を開会いたしますので、議場に参集願います。

本日はこれで散会します。御苦労さんでございました。

午後 4 時 21 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

臨 時 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員